

## 近江八幡三方よし商品券プロジェクト第3弾 参加店募集要項

新型コロナウイルス感染症にかかる地域経済の回復を目的として、近江八幡商工会議所・安土町商工会（以下、「主催者」という。）で実施する「近江八幡三方よし商品券プロジェクト第3弾」の参加店を募集します。

### 1. 参加店の申込資格

①近江八幡市内に本店及び店舗等を有している中小事業者等（中小企業基本法でいう中小企業者、小規模企業者及び個人事業主）

#### 【対象となる事業者】

法人：滋賀県内に本店登記を有し、かつ店舗等を近江八幡市内に有している中小企業者。

個人事業主：滋賀県内に住民登録を有し、かつ店舗等を近江八幡市内に有する者。

法人			個人		
本店登記	店舗住所	参加資格	住民登録	店舗住所	参加資格
県内	市内	○	県内	市内	○
	市外	×		市外	×
県外		×	県外		×

（中小企業者の定義）

業種	中小企業 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし、次の事業者は除きます。

- ・「7. 商品券の利用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- ・暴力団、または暴力団員が経営に実質的に関与している事業者

## ②デジタルスタンプラリー実施にご協力いただける事業者

「買い回り」促進を目的とし、支援者もお得に楽しめるイベントとしてデジタルスタンプラリーを同時開催いたします。

参加店には必ずデジタルスタンプラリーに参加いただきます。参加店登録と同時に、デジタルスタンプラリー対象店として登録されますので、特別な手続きは必要ありません。

参加店はお客様にQRコードを見せるだけで、手間はほとんどかかりません。参加店みなさまにご協力いただいて成立するイベントです。

なお、詳細なマニュアル、QRコード等のキットは参加店登録後に別途ご案内いたします。

## 2. 申込受付期間

令和4年6月6日（月）～令和4年10月14日（金）

※ 6月24日（金）までの申込受付店は、支援者向け7月初旬発行の新聞折込チラシに店名を掲載します。

## 3. 申込方法

### 【FAX 申込の場合】

- ① 本「募集要項」の内容をご確認いただきます。
- ② 参加申込書（チラシ裏面）に必要事項を記入し、近江八幡商工会議所（FAX 0748-32-0765）へ送信します。
- ③ 近江八幡商工会議所より折り返し「誓約書 兼 振込口座指定書」を送信します。
- ④ 「誓約書 兼 振込口座指定書」にご記入の上、返信いただきます。
- ⑤ 内容に問題が無ければ、近江八幡商工会議所より受付完了連絡を送信します。また、追ってマニュアル等を郵送します。

### 【Web 申込の場合】

- ① 本「募集要項」の内容をご確認いただきます。
- ② Web 参加申込フォームにアクセスします。 Web フォームはこちら▶  
<https://forms.gle/WBjCdV3kpKAhiquL7>
- ③ 必要事項を入力し、送信します。
- ④ 内容に問題が無ければ、近江八幡商工会議所より受付完了連絡を送信します。また、追ってマニュアル等を郵送します。



- 1) 申込内容の確認のため、別途以下の書類の提出をお願いする可能性があります。
  - ① 市内に店舗等があることがわかる資料（確定申告書の写し、商業登記簿謄本等）
  - ② 中小企業者であることがわかる資料（確定申告書の写し、決算書等）
  - ③ 個人事業主の場合、市内に住民登録及び店舗等があることがわかる資料（確定申告書の写し、免許証の写し等）

- 2) 申込資格の確認が必要な場合など、受付が出来ない場合はその旨通知します。必要に応じて追加書類をご提出いただきます。
- 3) **参加料・手数料等はありません。**
- 4) 参加店向けマニュアル（以下、「マニュアル」という。）・販促物等は令和4年8月上旬以降、準備が整い次第お申込み受付が完了している方へ郵送します。

#### 4. 参加店の広報

- ・ 参加店一覧を作成し、商品券とあわせて支援者に郵送します。
- ・ 主催者ホームページ内特設ページ等に掲載します。
- ・ 支援者へ支援を呼び掛けるチラシを作成し、参加店一覧を掲載します。ただし、チラシへの掲載は6月24日（金）までにお申込みいただいた方までとなります。
- ・ 商品券が利用可能であることを明示する店頭掲示用の吊り下げ旗、ステッカー等をマニュアルとあわせて郵送する予定です。詳細は、マニュアルに記載します。

#### 5. 商品券の換金について

(1) 商品券利用期間

令和4年8月13日（土）～令和4年10月16日（日）

(2) 換金受付期間

令和4年8月17日（水）～**令和4年11月16日（水）**（平日のみ9：00～17：00）

**※期間外の換金受付は一切受付できませんので、期日厳守をお願いします。**

(3) 換金受付窓口

近江八幡商工会議所（安土町商工会での受付はできません。）

(4) 換金手続き

回収した商品券と換金依頼書(マニュアルと併せて郵送)を近江八幡商工会議所の窓口へ持参いただきます。

後日、代金を所定の振込日に指定口座へ振り込みます。その場で現金への換金はできません。

#### (5) 換金代金振込スケジュール

1回目	令和4年8月31日(水)	(8月24日受付締切分)
2回目	令和4年9月14日(水)	(9月7日受付締切分)
3回目	令和4年9月29日(木)	(9月21日受付締切分)
4回目	令和4年10月13日(木)	(10月5日受付締切分)
5回目	令和4年10月26日(水)	(10月19日受付締切分)
6回目	令和4年11月10日(木)	(11月2日受付締切分)
7回目	令和4年11月24日(木)	(11月16日最終受付締切分)

- ・7回目（最終回）については必ず令和4年11月16日(水)までにお持ちください。

#### 6. 商品券の利用対象とならないもの

- ・ 出資又は債務の支払（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・ 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- ・ 土地若しくは家屋の購入、家賃、地代又は駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払
- ・ 現金との換金又は金融機関等への預け入れ
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他主催者又は、各参加店が指定するもの

#### 7. その他留意事項

- ・ 商品券は市内の参加店舗において、利用期間内に限り利用可能です。
- ・ 商品券は店舗での現金との引き換え、釣り銭の支払いはできません。
- ・ 商品券には偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、主催者は責を負いません。
- ・ 参加店において、商品券の利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示してください。

**【近江八幡三方よし商品券プロジェクト第3弾の概要】**

名称	クラウドファンディング 近江八幡三方よし商品券プロジェクト第3弾
発行額（予定）	1,800万円（プレミアム分含む）
発行部数（予定）	3万6,000枚（500円券）
支援単位	5,000円コース：6,000円分の商品券（500円券×12枚） 15,000円コース：18,000円分の商品券（500円券×36枚） 30,000円コース：36,000円分の商品券（500円券×72枚） 一人当たり最高30,000円（36,000円分の商品券）まで支援可能
額面（商品券1枚あたり）	500円
利用条件	1回のお会計につき1枚500円から利用可。なお、おつりは出ない。
利用期間	令和4年8月13日（土）～令和4年10月16日（日）
支援対象者	近江八幡市内の全住民をはじめ、参加店を支援するすべての方。

**9. お問い合わせ・担当**

近江八幡商工会議所（担当：山井、青山、山本）

Tel：0748-33-4141 FAX：0748-32-0765 mail：info@8cci.com

安土町商工会（担当：小跡）

Tel：0748-46-2389 FAX：0748-46-5644